

## I. 検察審査会の概要

### 検察審査会とは？

選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が被疑者（犯罪の嫌疑を受けている者）を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査するのが主な仕事とすることです。

これまでに検察審査員又は補充員（検察審査員に欠員ができたときに、これに代わって検察審査員の仕事をすること）として選ばれた人は約51万人にもなり、多くの人たちが国民の代表として活躍しています。

### 審査の方法は？

検察審査会では、検察審査員11人全員が出席した上で、検察審査会議を開きます。そこでは、検察庁から取り寄せた事件の記録を調べたり、証人を呼んで事情を聞くなどし、検察官の不起訴処分のよしあしを一般国民の視点で審査します。

また、検察審査会議は非公開で行われ、それぞれの検察審査員が自由な雰囲気の中で活発に意見を出し合うことができますようになっています。

### 審査はどのようにときに？

犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として検察審査会に申立てがあったときに審査を始めます。

また、検察審査会は、被害者などからの申立てがなくても、新聞記事などをきっかけに自ら審査を始めることもあります。

### 審査の結果は？

検察審査会で審査をした結果、更に詳しく捜査すべきである（不起訴不当）とか、起訴をすべきである（起訴相当）という議決があった場合には、検察官は、この議決を参考にして事件を再検討します。その結果、起訴をするのが相当であるとの結論に達したときは、起訴の手続がとられます。

## II. 検察審査員の選定の流れ

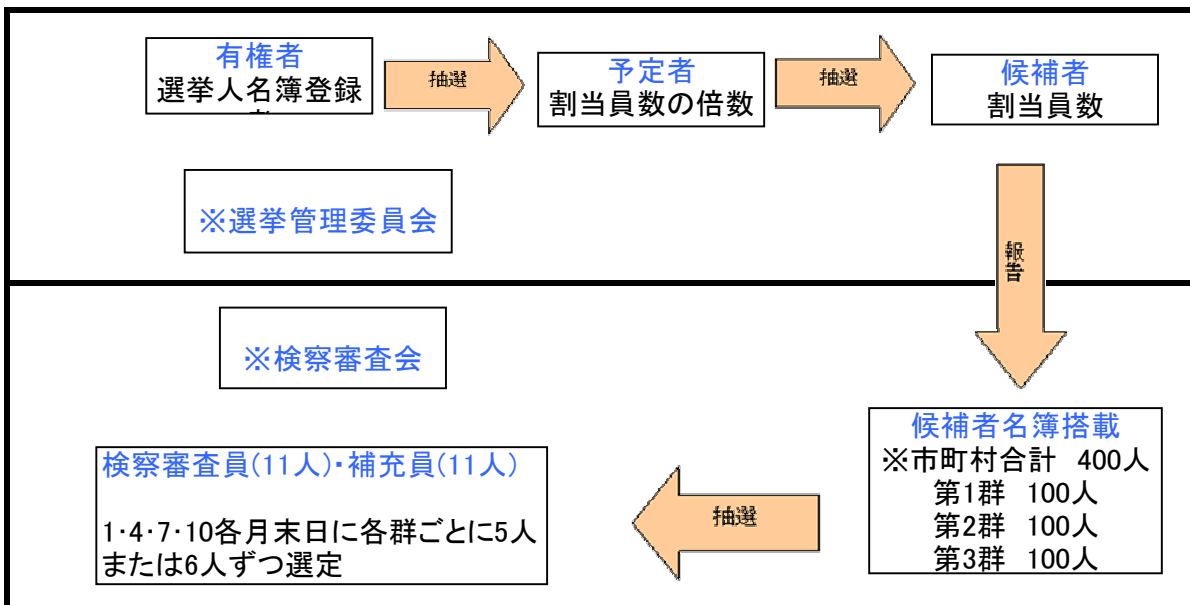
### 1. 検察審査員候補者

☆ 選定は次により行われます。

衆議院議員の選挙権（選挙人名簿に登載されている方）を持っている人の中から、市町村の選挙管理委員会が行う「くじ」によって選ばれます。（検察審査会法第10条）

※割当員数は、二戸検察審査会より割当となります。

（一戸町の場合 第1群 12人、第2群 12人、第3群 12人、第4群 12人）



## 2. 検察審査委員

☆ 検察審査委員の任期は6か月です。その間、月1回ないし2回程度（全国平均）の会議に出席していただくことになります。なお、出席したときは、旅費と日当が支給されます。

計	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
第1群 (各5人)			■										
第2群 (各6人)						■							
第3群 (各5人)		■							■				
第4群 (各6人)		■										■	

☆ 検察審査員・補充員は、その任期中、裁判所の非常勤の職員（公務員）として扱われます。

☆ お勤めの方が会議へ出席するときは、労働基準法第7条「公民権行使の保障」が適用となります。

### 労働基準法 抜粋

（公民権行使の保障）

**第7条** 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

※ お問い合わせ先：二戸検察審査会（盛岡地方裁判所二戸支部 内）TEL 23-2591

一戸町選挙管理委員会 TEL 33-2111（内線302・303）